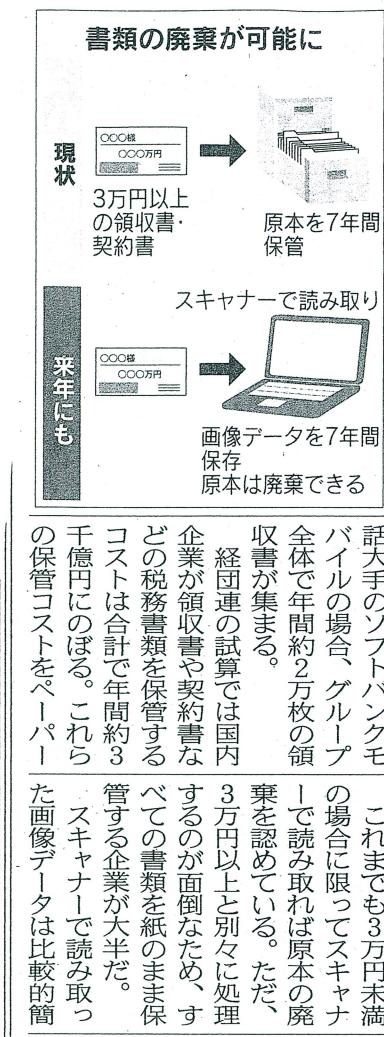


2014.11.5

領収書の電子保管容認

企業の税務調査規制を緩和



政府は税務調査の証拠となる領収書や契約書の原本を原則7年間保管するよう企業に義務付けた規制を2015年にも緩める方針だ。3万円以上の場合は紙のまま保管するよう求めているが、スキヤナードで読み取って画像データを保存すれば原本を捨てられるようになる。米国や韓国は税務関連の書類の電子保存を広く認めており「岩盤規制」の撤廃による緩和が見直し案によると、15年にも財務省令を改正して3万円の線引きをなくし高額の領収書や契約書にもスキヤナードによる保存を認める。大量に発生する領収書や契約書の保管に悩んでいた企業にとっては倉庫代や運搬料などの保管コストの大幅な削減につながりそうだ。例えば携帯電話大手のソフトバンクモバイルの場合、グローバルで年間約2万枚の領収書が集まる。

経団連の試算では国内企業が領収書や契約書などの税務書類を保管するコストは合計で年間約3千億円にのぼる。これらは保管コストをペーパー化した画像データは比較的簡

単に加工できるため、紙のままの状態よりも捏造（ねつぞう）や改ざんをしやすいとされる。財務省は社内のチェック体制の整備などをスキヤナードでゼロにできれば、企業にとっては法人税の実効税率を約0.6%下げるのと同等のコスト削減効果を見込める。

これまで3万円未満の場合に限ってスキヤナードで読み取れば原本の廃棄を認めている。ただ、3万円以上と別々に処理するのが面倒なため、すべての書類を紙のまま保管する企業が大半だ。

ペーパーレス化を進めることで、韓国では大手企業の1人あたりの書類の保管量が日本企業のわずか2割にとどまるという。書類の電子保存を広く

海外に比べ日本は書類の電子化が遅れている。世界銀行が調べる「ビジネス環境ランキング」の15年版で納税の回数や所要時間など手続きの煩雑さを含む「納税」の項目は189カ国中122位。

責任を課している。財務省はこうした制度の違いを理由に紙の原本の保管にこだわってきた。今回、規制を緩和する一方、不正が横行しないよう読み取りの方法などを細かく定める。

保存の要件にする。

認める諸外国と日本には脱税に関する制度の違いもある。電子保存を認められた日時がわかるように記録することなどを求め。画像データは現在の紙の領収書などと同様に7年間の保存を義務付ける。